⑶　集中的な推進等（附則第三条関係）

イ　政府は、施行日から令和十三年三月三十一日までの間（ロにおいて「集中推進期間」という。）、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を集中的に推進するものとする。

ロ　政府は、集中推進期間が経過した場合において、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策について、集中推進期間におけるその実施状況の検証を行い、その結果を国会に報告するとともに、引き続き講じようとする副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に十分に反映させなければならない。

⑷　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方についての検討等（附則第四条関係）

イ　国会及び裁判所に係る首都中枢機能の代替性の確保の在り方については、この法律の趣旨及び内容、国会及び裁判所の地位及び権能等を踏まえ、国会及び裁判所において、それぞれ検討が行われるものとする。

ロ　政府は、イによる検討の結果を基本方針に適切に反映させるものとする。

⑸　本部についての検討

本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講じられるものとする。（附則第五条関係）

⑹　大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部改正（附則第七条関係）

イ　目的規定の改正（大都市法第一条関係）

目的規定のうち大都市地域における特別区の設置に関する法律（６において「大都市法」という。）が定める事項として、「特別区を設ける道府県の名称を変更するための手続」を加える。

ロ　特別区包括副首都の名称変更の特例（大都市法新第十一条関係）

㈠　地方自治法第三条第二項の規定にかかわらず、特別区を包括する道府県であって副首都であるもの（ロにおいて「特別区包括副首都」という。）の名称の変更（道府県を都とする変更に限る。）は、当該特別区包括副首都の申請に基づき、内閣が国会の承認を経てこれを定めることができる。

㈡　㈠の申請については、特別区包括副首都の議会の議決を経なければならない。

㈢　㈠の申請は、総務大臣を経由して行うものとする。

㈣　㈠の処分は、総務大臣の告示によりその効力を生ずる。

㈤　特別区の設置の処分及び副首都の指定の処分が行われたがこれらの処分の一方又は双方の効力が生じていない道府県は、特別区包括副首都とみなして、㈠～㈢を適用する。この場合における㈠の処分は、特別区の設置の処分及び副首都の指定の処分が効力を生ずるまでの間は、その効力を生じない。

ハ　その他（大都市法新第十二条～新第十四条関係）

事務の分担等に関する意見の申出に係る措置及び特別区を包括する道府県における特別区の設置の特例の規定の対象となる道府県に、ロ㈠によりその名称を変更したものを含める。

⑺　その他

その他所要の規定を設ける。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第二百四十一号）（内閣官房）

１　法務省の定員を改正する。（本則関係）

２　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第二百四十二号）（総務省）

１　国際戦略局事業展開技術課の設置

国際戦略局に事業展開技術課を設置するとともに、その所掌事務を定める。（第六十七条、第六十九条及び第七十二条関係）

２　国際戦略局参事官の廃止等

国際戦略局参事官を廃止するとともに、その所掌事務を同局国際戦略課へ移管する。（第六十七条、第六十八条及び改正前の第七十五条関係）

３　情報流通行政局参事官の設置等

情報流通行政局地域通信振興課を廃止するとともに、その所掌事務を同局に設置する参事官へ移管する。（第七十六条、第八十一条及び第八十六条関係）

４　その他規定の整備をする。

５　この政令は、令和八年八月四日から施行する。（改正令附則関係）

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二百四十三号）（経済産業省）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の施行期日は、令和八年七月三十一日とする。

◇経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二百四十四号）（経済産業省）

第１　産業競争力強化法施行令の一部改正

産業競争力強化法第二十一条の二十四第一項第一号の政令で定める認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従って行う事業適応のための措置について見直しを行う。（第七条関係）

第２　貿易保険法施行令の一部改正

１　国債の償還等に関する規定の整備

会社は、国債の償還の請求をしようとするときは、その償還の内容に関し、経済産業大臣に協議するものとし、この場合において、経済産業大臣は財務大臣に協議するものとする。（附則第三条関係）

２　国庫への納付手続に関する規定の整備

会社は、貿易保険法附則第六条の規定による納付金を納付するときは、当該納付金を翌事業年度の七月三十一日までに国庫に納付しなければならないものとする等、国庫への納付手続に関する所要の規定を整備する。（附則第四条関係）

３　その他所要の改正を行う。

第３　特別会計に関する法律施行令の一部改正

特別会計に関する法律により政令で定めるものとされている国債に、貿易保険法附則第三条第一項の規定に基づき発行する国債を追加する。（第四十条関係）

第４　施行期日

この政令は、令和八年七月三十一日から施行する。（附則関係）